



step 1

地区まちづくり発意の組織化

step1 は、地区まちづくりの発意を育て、地区を代表して地区まちづくりの手続きを進めるための組織にしていく段階です。

～地区を代表して地区まちづくり
の手続きを進める組織にしよう～



1. 「地区まちづくり組織」認定に向けて活動しよう
⇒ P11



2. 申請書をつくろう
⇒ P14



3. 「地区まちづくり組織」として認定されたことを周知しよう
⇒ P17



1. 「地区まちづくり組織」認定に向けて活動しよう

地区まちづくり組織の認定をめざすには、地区住民等に日頃の活動を知ってもらい、地区での活動を広げていくことが必要です。活動を周知していく方法として、次の「活動のヒント」を参考にしてください。

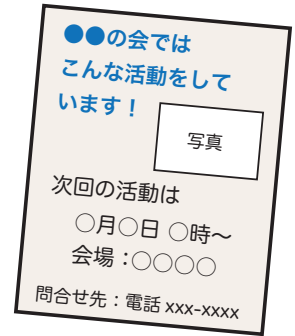
活動の
ヒント
周知の
方法

●活動内容をまとめた、チラシやパンフレットをつくろう

自分たちの活動をわかりやすくまとめた、チラシやパンフレットをつくりましょう。活動内容を説明する際、役に立ちます。

- 1) 活動内容を簡潔に説明した文章
- 2) 活動の様子がわかる写真
- 3) 次回の活動日
- 4) 問合せ先

等、掲載しましょう。



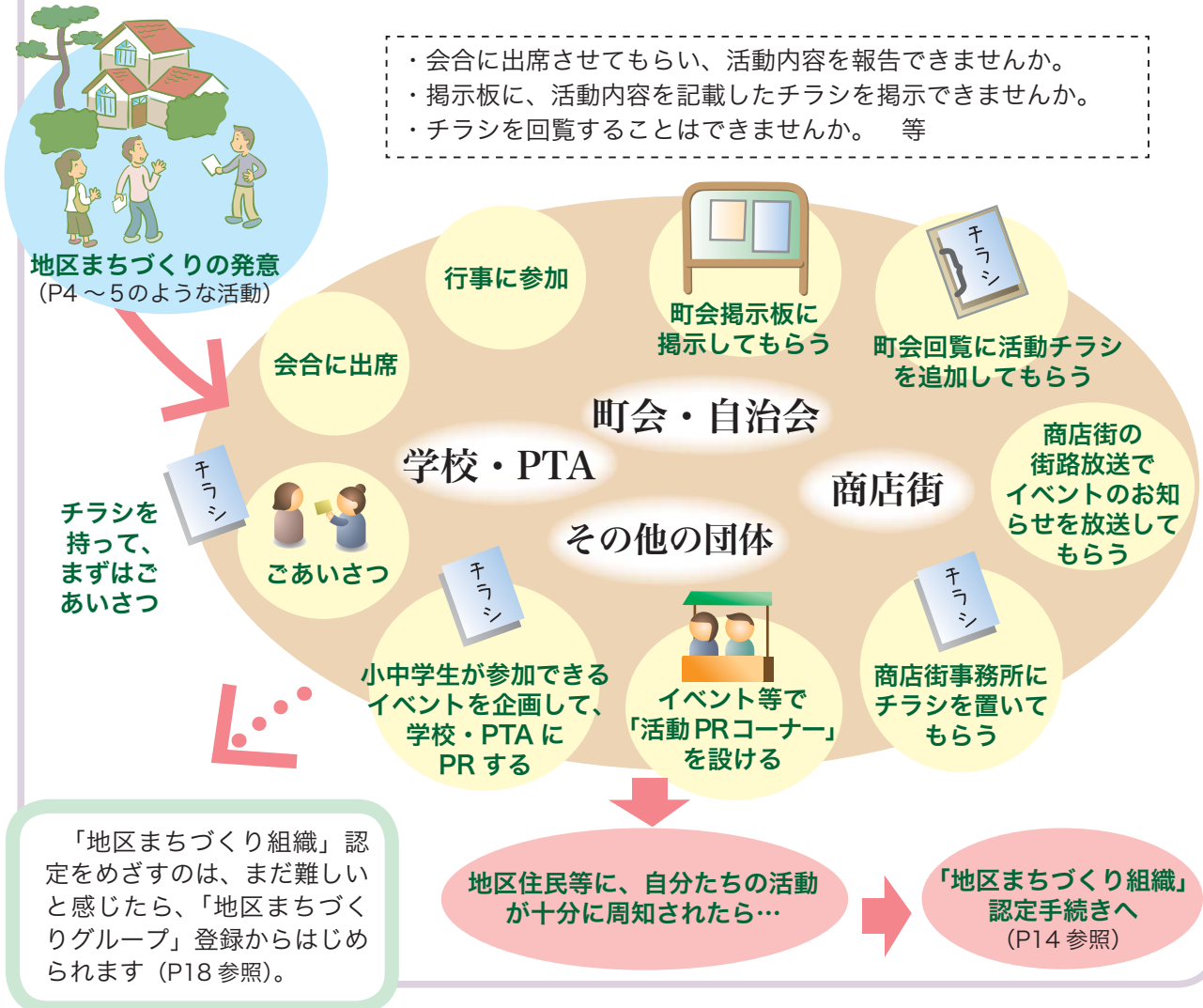
活動の
ヒント
周知の
方法

●町会・自治会をはじめとした地元団体へ周知しよう

町会・自治会等の、地域に広くネットワークをもつ団体にあいさつに行き、活動内容を説明しましょう。

また、次のことを相談してみてください。

- ・会合に出席してもらい、活動内容を報告できませんか。
- ・掲示板に、活動内容を記載したチラシを掲示できませんか。
- ・チラシを回覧することはできませんか。 等



step 1
地区まちづくり発意の組織化

地区まちづくりグループ

step 2
「地区まちづくり構想」等の作成

地区まちづくり方針

step 3
地区まちづくりの推進

【「地区まちづくり組織」の概要】

■「地区まちづくり組織」とは？

「地区まちづくり構想」等^{※1}の作成をめざし、地区を代表して地区まちづくりの手続きを進める組織です。

■ 認定の要件があります

●目的

- 「地区まちづくり構想」の作成や、地区計画、建築協定の活用等、この条例の制度を活用して、地区まちづくりを行おうとする組織であること。

●活動内容

- 身近な居住環境の維持・改善に取り組む活動が対象です（P6 参照）。
- 認定を受けられない活動もあります。
 - 1) 特定のものに不当に利益や不利益を与えるおそれのある活動
例)：地区内の特定の敷地に限って、用途や建物の高さ・規模等を制限する活動
 - 2) 特定の事業活動その他の活動に反対する活動
例)：マンション建設計画に反対するための活動
 - 3) 公益を害したり、害するおそれのある活動
例)：ごみ処理施設等の公共事業に反対するための活動
 - 4) 宗教活動、政治活動、選挙運動
例)：特定の政党を支持する活動や、特定の宗教を布教する活動
 - 5) その他、市長が不相当と認めるもの

●対象地区

- 「一定規模以上の範囲」で、かつ「自ら活動することができる範囲内」とし、**原則 0.5ha 以上 20ha 以下の範囲**とします。^{※2}
 - ・原則 0.5ha 以上：ただし、地区計画や建築協定等の範囲と整合を図る場合や、道路等で区画された範囲であり、土地や建物の所有者が多数の場合、その他市長が認めた場合は、この限りではありません。
 - ・原則 20ha 以下：ただし、地区計画や建築協定等の範囲と整合を図る場合や、町会・自治会の範囲と整合を図る場合、その他市長が認めた場合は、この限りではありません。

【解説】対象地区の範囲

<自ら活動することができる範囲内>

地区まちづくりを進める際には、地区住民等全員への周知や意見の調整等の活動を行うこととなるため、自ら活動できる身近な地区の範囲として、原則 20ha 以下としています。

<対象地区の範囲の例外のケース>

0.5ha 以下の範囲で結んだ建築協定や、20ha 以上の範囲の町会があり、それらの範囲と整合を図って、地区まちづくり組織の対象地区の範囲を定める場合等には、例外として、それらの範囲で対象地区の範囲を定めることもできます。

- 他の地区まちづくり組織の対象地区の範囲と、重複して定めることはできません。

・ただし、他の地区まちづくり組織の活動内容と抵触しない場合は、対象地区が重なることもできることとしています。

【解説】対象地区の範囲が重複することについて

<対象地区の範囲を重複して定められない理由>

同じ対象地区内に複数の組織があった場合、相反するルールができてしまうなど、地区内が混乱してしまうことが考えられます。そのため、原則として同じ地区内において組織が重複しないこととしています。

<活動内容が抵触しないケース>

「まちに花を植える緑化活動」と、「建物のルールをつくる活動」等の場合は、活動内容が抵触しないので、対象地区が重複してもかまいません。

^{※1}地区まちづくり構想等

- ・地区まちづくり構想、地区計画、建築協定その他地区まちづくりの推進に資する計画

^{※2}対象地区の範囲

原則



地区内に相反するルールを検討する複数の組織があった場合、お互いにルールの内容を調整してひとつの地区まちづくりに集約するかもしれない、異なるルールを設けたい組織ごとに賛成者を募って、地区まちづくり対象地区を分割するなどの対応が必要となります。

● 構成員

- 10人以上（3/4以上は地区住民等^{※3}）の市民等^{※4}で構成します。

【解説】 構成員の割合

＜ 3/4以上は地区住民等である理由＞

「地区まちづくり」は、地区住民等が主体となって行うものなので、少なくとも3/4以上は地元の方々であることとしています。

＜ 1/4以内であれば地区住民等以外も参加できる理由＞

対象地区が町会のエリアより小さく、町会役員が地区外に住んでいる場合や、専門家、学識経験者等の協力が必要な場合等も考え、地区住民等以外も参加できるものとしています。

● 地区住民等への周知等

- 地区まちづくりを推進することを目的として活動していくことを、地区住民等に周知し、意見を聴いていること。
- 地区住民等が組織に参加できる機会が設けられていること。
 - ・ 申請時には、地区住民等全員にお知らせしたチラシや通信等を添付します（P16参照）。

■ 認定の有効期間：3年間

- ・ 「地区まちづくり組織」認定の有効期間は、3年間（認定を受けた日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日まで）です。地区まちづくり構想の認定を受けている場合は5年間（認定を受けた日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日まで）です。
- ・ 更新可（有効期間が満了する日の30日前までに更新手続きをするものとします）。

■ 市からの支援があります

● 技術的支援

- ・ 「地区まちづくり構想」等を作成しようとする地区まちづくり組織は、職員の技術的支援や専門家の派遣、その他の地区まちづくりの推進に必要な支援を受けることができます。

● 情報提供

- ・ 地区まちづくりに関する情報提供を受けることができます。

■ 認定した内容を公表します

● ホームページ等で公表

- ・ 組織の名称・連絡先・代表者の氏名等を、市のホームページや窓口で公表します（P17参照）。

【解説】 連絡先を公表する必要性

「地区まちづくり組織」は、今後、事業者と協議をしていくこともある「地区まちづくり」の窓口です。現在のまちづくりの状況やこれからつくるまちのルールについて、問合せに応じる場合が考えられるので、連絡先を公表することとしています。

お役立ちヒント 連絡先の工夫

連絡先については、個人宅の住所や電話番号ではなく、下記のような工夫も考えられます。

- 連絡先：1) 組織名で契約した携帯電話番号
- 2) 組織名のメールアドレス
- 3) 会合を行う場所の住所等

※3 地区住民等

- ・ 地区まちづくり対象地区内に住所がある人、事業活動を行っている人
- ・ 地区まちづくり対象地区内に、土地もしくは建物を所有している人

※4 市民等

- ・ 川崎市内に住所がある人、働いている人、学んでいる人、事業活動その他の活動を行っている人もしくは団体
- ・ 川崎市内に、土地もしくは建物を所有している人



2. 申請書をつくろう

「地区まちづくり組織認定申請書（第10号様式）」に、次の①～⑥の書類を添付し、市長に提出します。申請後、地区まちづくり審議会の審議を経て、認定されます。

(例)

活動概要書	
ふりがな	
組織名	
活動概要	
団体設立の経緯	
活動経過	
「地区まちづくり構想」等に定めようとする事項	

1 活動の内容を記載した書類

3 構成員名簿 (10人以上)

氏名	属性			
	地区住民等			
	(1) 対象地区内に住所がある人	(2) 対象地区内で事業活動を行っている人	(3) 対象地区内に土地や建物を所有する人	(4) 地区住民等以外の市民等
川崎 太郎	○		○	
川本 二郎	○			
関森 三郎		○		
宮本 洋子			○	

- ・住所の記載はありません。
- ・属性の記入が必要です。あてはまる属性全てに○をしてください。

※構成員の3/4以上は地区住民等である必要があります。

属性（地区住民等）の○付けの例

対象地区内の持ち家に住んでいる人⇒ (1) (3) に○
 対象地区内の借家に住んでいる人 ⇒ (1) のみに○
 対象地区内の借家借地で事業を行っている人⇒ (2) のみに○
 対象地区内に土地や建物があるが、住んでいない人 ⇒ (3) のみに○

【留意するポイント】名簿の公開

地区まちづくりに興味を持った地区住民等が「自分のまちでどんな人たちが活動しているのかを知りたい」と思う場合も考えられます。同じ地区の地区住民等から要望があった場合は、地区まちづくり組織は名簿を公開するものとします。

2 会則

・会の運営をする際に必要な事項を決めておきます。

(例)

〇〇地区まちづくり協議会 会則

(名称)
第1条 本会の名称は、「〇〇地区まちづくり協議会」と称します。

(対象地区)
第2条 本会の対象地区は、別に定める対象地区図に示す範囲とします。

(目的)
第3条 本会は、前条の対象地区において、地区まちづくりを推進し、地区の居住環境の向上を図ることを目的とします。

(活動の内容)
第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次のような活動を行います。
(1) 〇〇〇〇〇〇に関する活動

(会員)
第5条 本会の会員は、次に掲げる会員によって組織されます。ただし、全体の4分の3以上が地区住民等であることとします。
(1) 対象地区の地区住民等
(2) 地区住民等以外でも、会の活動に賛同あるいは協力する者
(3) その他会長が認める者

(入会及び退会に関する規定)
第6条 本会への入会及び退会は、次のように行います。
(1) 入会届又は退会届を、会長まで届け出ること
(2) 地区住民等から入会又は退会の届けがあった場合は、すみやかに入会又は退会を認めること

(役員)
第7条 本会には、会長〇名、副会長〇名のほか、次の役員を置きます。
(1) 会計〇名
(2) 監事〇名
2 役員は、本会の会員の中から選任します。
3 会長、副会長、会計、監事は、総会において選任します。
4 役員の任期は、〇年とします。ただし、再任を妨げないものとします。

(会議)
第8条 本会の会議は、会長が召集し、その議長となります。
2 会議は次の事項を審議決定します。
(1) 地区まちづくり構想等に関すること
3 会の開催は、会員の〇分の〇以上の出席をもって成立するものとします。ただし、委任状を認めるものとします。
4 議事は、出席会員の〇分の〇以上の賛成をもって決するものとします。ただし、委任状を認めるものとします。

(運営)
第9条 本会の運営は、会員会費一人につき年額〇〇〇〇円をもって運営します。

附則
この会則は、平成〇年〇月〇日から施行します。

入会・退会に関する規定

(申し出があればすみやかに参加できること)

役員に関する規定

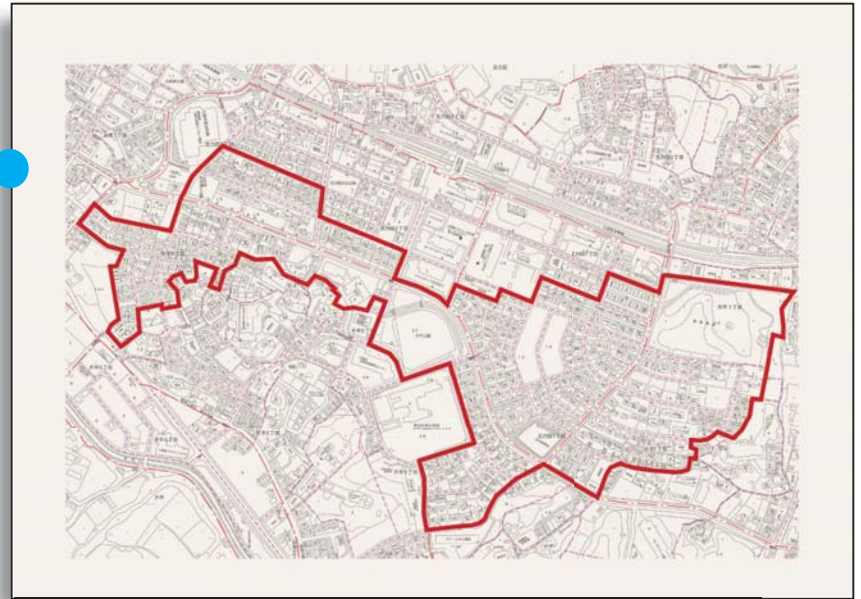
会議に関する規定 (審議する事項、議決権等)

その他、団体の目的を達成するために必要な規定

4

地区まちづくり対象地区範囲図

- ・ 原則 0.5ha 以上 20ha 以下 (P12 参照)。



(例)

5

活動内容の周知や意見聴取の状況を示す書類

- ・ 地区住民等にお知らせしたチラシや通信等により、組織への参加の機会や活動内容の周知・意思表示の機会を設けたことがわかる書類を用意します。
- ・ 反対者がある場合は、意見を聴いた上で十分に説明を行い、必要に応じて適切な対応をしたことがわかる経過書も用意します (P32 参照)。
- ・ 組織認定の申請をすることをお知らせするチラシは、地区住民等全員に配布します。

お役立ち ヒント 周知等の方法

1) 地区住民等全員に周知する方法

- ・ 各戸にポスティングする。
- ・ 不在地主へは、郵送する。

※ 郵送するために必要となる、土地及び建物の登記簿調査等について、市の支援を受けることができます。

2) 「意見聴取」と「参加の機会」

組織認定に向けてのお知らせやチラシに、「意見記入欄」や「参加希望受付欄」を設けることで、「意見聴取」を行い「参加の機会」を設けることもできます。

〇〇地区まちづくり組織認定に向けてお知らせ

これまで、〇〇地区を対象とした地区まちづくり活動に取り組むため、その事務局を担う「〇〇地区まちづくり組織」の立ち上げに向けた準備を進めてまいりました。
この度、市から組織の認定を受けるための申請を行うこととなりましたので、お知らせします。

活動内容

活動メンバー

対象地区

組織の認定についてご意見のある方は、〇月〇日までに、下記までご連絡ください。また、組織の認定後、一緒に活動に取り組んでみたい方を募集しています。

問合せ先

参加希望者

お名前

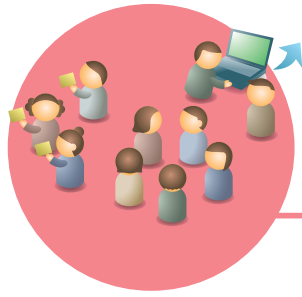
連絡先

ご意見のある方は、裏面に
お願いします



6

その他市長が必要と認める書類



3. 「地区まちづくり組織」として認定されたことを周知しよう

「地区まちづくり組織」認定後は、認定されたことを周知しましょう。
下記のとおり、活動の概要等が公表されます。周知していく際に活用してください。

公表先：●川崎市ホームページ
●川崎市まちづくり局、各区役所

掲載内容：(1) 地区まちづくり組織の名称・連絡先・代表者の氏名
(代表者が法人の場合は、法人の名称とその代表者の氏名)
(2) 活動の概要
(3) 対象地区範囲図
(4) 認定番号
(5) 認定年月日
(6) 認定の有効期間
(7) その他市長が必要と認める事項



地区まちづくりグループ登録

「地区まちづくり組織」認定をめざすのは、まだ難しいと感じたら、
「地区まちづくりグループ」登録からはじめられます

■「地区まちづくりグループ」とは？

身近な居住環境を良くするために自分たちでできることをはじめたいと思っている仲間と一緒に、「地区まちづくりグループ」として登録することができます。

【解説】「地区まちづくりグループ」登録のねらい

地区まちづくりを進めるには、より多くの人々がまちづくりに興味を持ち、地区全体の機運を高めていく必要があります。そこで、少人数が発意した初期の段階でも、自分たちの活動を周知することができるよう「地区まちづくりグループ」登録の仕組みを設けました。

登録後、市のホームページ等で公表されることで、地区にその存在が周知され、地区まちづくりが展開しやすくなります。

■登録の要件があります

●活動内容

- 身近な居住環境の維持・改善に取り組む活動が対象です（P6 参照）。
- 「地区まちづくり組織」認定と同様、登録を受けられない活動^{※1}もあります（P12 参照）。

●対象地区

- 「一定規模以上の範囲」で、かつ「自ら活動することができる範囲内」とし、原則 0.5ha 以上 20ha 以下の範囲とします（P12 参照）。

●構成員

- 3人以上（2/3 以上は地区住民等）の市民等で構成します。
※構成員の割合に制限を設けている理由については、「地区まちづくり組織」の認定要件の場合と同様です（P13 参照）。

※1 登録を受けられない活動

- 1) 特定のものに不当に利益や不利益を与えるおそれのある活動
- 2) 特定の事業活動等に反対する活動
- 3) 公益を害するおそれのある活動
- 4) 宗教活動、政治活動、選挙運動
- 5) その他、市長が不適当と認めるもの

■登録の有効期間：2年間

- ・「地区まちづくりグループ」登録の有効期間は2年間（登録を受けた日から起算して2年を経過した日の属する年度の末日まで）です。
- ・更新可（有効期間が満了する日の30日前までに更新手続きをするものとします）。

■登録した内容を公表します

- ホームページ等で公表（P19 参照）

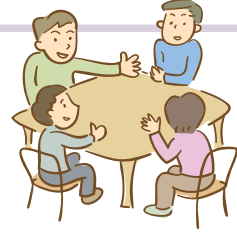


1. 仲間とどんな活動にするかを話し合おう

活動の
ヒント
はじめての
一歩

●きっかけはいろいろ

困っていること、こうなったらいいなと思う
ことはありませんか？



街なみの雰囲気バラバラだな ⇔ きれいな街なみにしたいな
生垣が減ってきているな ⇔ 緑豊かにしたいな 等



2. 申請書をつくろう

「地区まちづくりグループ登録申請書（第1号様式）」に、次の①～④の書類を添付し、市長に提出します。

- ①活動の内容を記載した書類（P14 参照）
 - ・活動の方針や内容、設立の経緯、活動の経過等を記載します。
- ②構成員名簿（3人以上）（P14 参照）
 - ・2/3以上は、地区住民等で構成します。
 - ・属性（地区住民等か地区住民等以外の市民等か）を示します。
- ③地区まちづくり対象地区範囲図（P16 参照）
 - ・地区まちづくり対象地区の範囲を示す図面をつくります。
- ④その他、市長が必要と認める書類



3. 活動を地区に広げよう

「地区まちづくりグループ」登録後は、登録されたことを周知しましょう。
下記のとおり、活動の概要等が公表されます。周知していく際に活用してください。

公表先：●川崎市ホームページ
●川崎市まちづくり局、各区役所

掲載内容：(1) 地区まちづくりグループの名称・連絡先・代表者の氏名
(代表者が法人の場合は、法人の名称とその代表者の氏名)
(2) 活動の概要
(3) 対象地区範囲図
(4) 登録番号
(5) 登録年月日
(6) 登録の有効期間
(7) その他市長が必要と認める事項